卸売市場法及び食品流通構造改善促進法の一部を改正する法律の概要

参考資料１

背景

- 食品流通の中で卸売市場が果たしてきた集荷・分荷、価格形成、代金決済等の調整機能は重要。今後も食品流通の核として堅持。
- 農林漁業者の所得を向上させるとともに、消費者ニーズに的確に応えていくためには、卸売市場を含めて、新たな需要の開拓や付加価値の向上につながる食品流通構造を確立していくことが重要。
- このような観点から、卸売市場を含めた食品流通の合理化と生鮮食料品等の公正な取引環境の確保を促進。

法律の概要

１　卸売市場法の改正

（１）農林水産大臣は、次の事項を定めた卸売市場に関する基本方針を定める。（第３条）

〔・業務の運営に関する事項　・施設に関する事項　・その他重要事項〕

（２）基本方針等に即し、生鮮食料品等の公正な取引の場として、①から⑥の共通の取引ルールを遵守し、公正・安定的に業務運営を行える卸売市場を、中央卸売市場又は地方卸売市場として農林水産大臣又は都道府県知事が認定・公表し、指導・検査監督する。（第４条から第14条まで）

① 売買取引の方法の公表
② 差別的取扱いの禁止
③ 受託拒否の禁止（中央卸売市場のみ）
④ 代金決済ルールの策定・公表
⑤ 取引条件の公表
⑥ 取引結果の公表
⑦ その他の取引ルールの公表（※）

※　第三者販売の禁止、直荷引きの禁止、商物一致等。卸売市場ごとに、関係者の意見を聴くなど公正な手続を踏み、共通の取引ルールに反しない範囲において定めることができる。

（３）国は、２（２）の食品等流通合理化計画に従って行われる中央卸売市場の整備に対し、予算の範囲内において、その費用の4/10以内を補助できる。（第16条）

２　食品流通構造改善促進法の改正

（１）農林水産大臣は、次の事項を定めた食品等の流通の合理化に関する基本方針を定める。（第４条）

・ 流通の効率化
・ 情報通信技術等の利用
・ 品質・衛生管理の高度化
・ 国内外の需要への対応

（２）農林水産大臣は、基本方針等に即し、食品等の流通の合理化を図る事業に関する計画を認定する。（第５条）

（３）認定を受けた者は、農林漁業成長産業化支援機構（Ａ－FIVE）の出資等の支援を受けることができる。（第７条から第26条まで）

（４）農林水産大臣は、食品等の取引状況について定期的な調査を行い、当該調査の結果に基づき必要な措置を講じ、不公正な取引方法があると思料する場合には公正取引委員会に通知する。（第27条から第29条まで）

※上記の改正に伴い、題名を「食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律」に改める。